



2026年5月8日

各 位

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
代表取締役社長 中山 義人
(コード番号：3850 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 管理本部長
鈴木 誠
TEL 03-5549-2821 (代表)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、商号の変更及び定款の一部変更について2026年6月18日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

2026年3月におけるNTTデータの当社株式の一部売却により、同社の議決権所有比率が低下し、当社は同社の連結子会社から関連会社となりました。これを受け、新中期経営計画（FY2026～FY2028）の実現に向け、市場における中立性および独立性をより明確にすることを目的として、2026年10月1日より商号を「株式会社イントラマート」に変更し、現行定款第1条（商号）を変更いたします。

(2) 新商号及び現商号

現商号	新商号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート (英語表記：NTT DATA INTRAMART CORPORATION)	株式会社イントラマート (英語表記：INTRAMART CORPORATION)

(3) 変更予定日

2026年10月1日

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記の「1. 商号の変更について」に記載のとおり商号を変更するため、現行定款第1条を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート</u> と称し、英文では <u>NTT DATA INTRAMART CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社イントラマート</u> と称し、英文では <u>INTRAMART CORPORATION</u> と表示する。
第2条から第46条 (条文省略)	第2条から第46条 (条文省略)
(新設)	(附則) (商号変更の時期) 第1条 第1条の変更は、2026年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第1条は、当該変更の効力発生日経過後これを削除する。

(2) 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2026年6月18日 (予定)

定款変更の効力発生日 2026年10月1日 (予定)

以上